

株 主 各 位

〒113-0034
東京都文京区湯島二丁目4番3号
株式会社スパンクリートコーポレーション
代表取締役社長 浮 田 聡

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますと、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、必ずご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス3階「平安」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 第57期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

＜株主提案（第5号議案及び第6号議案）＞

- 第5号議案 取締役3名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件

第1号議案から第6号議案までの概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（33頁から49頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.spancretecorp.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用環境及び企業収益の改善等が続き、個人消費に回復の兆しが見られるなど、穏やかな回復基調で推移しており、海外における米国や中国及び欧州各国の政治情勢の変動や金融政策動向等から先行き不透明感があるものの、全体としては穏やかな成長を維持しています。

この間、建設業界におきましては、市場環境は東京オリンピック関連工事が本格化するものの、資材価格・エネルギーコスト・輸送価格が高騰し、建設技能労働者不足等による労務単価の上昇する経営環境が続いています。

このような状況下で当社の業績は、スパンクリート事業は過去の販売低迷期に受注した物件の取引が増加したことと、資材価格、エネルギーコスト、輸送価格の高騰や労務単価の上昇があったものの、生産効率や採算性の改善及び新規に受注した大型駐車場案件の貢献もあり増収増益となりました。不動産事業で賃貸しています岩瀬工場の排水設備の改修費用を計上した為減益となりましたが、将来の収益性改善による税効果54百万円を計上したことにより、売上高4,207百万円(前期比23.9%増)、営業利益239百万円(前期比0.0%減)、経常利益260百万円(前期比0.3%増)、当期純利益279百万円(前期比35.5%増)となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

<スパンクリート事業>

当事業は、過去の販売低迷期に受注した物件の取引が増加したことと、資材価格、エネルギーコスト、輸送価格の高騰や労務単価の上昇があるものの、生産効率や採算性の改善及び新規に受注した大型駐車場案件の貢献もあり、売上数量が前期比44.1%増加し、売上高は3,895百万円(前期比26.2%増)と増収となりました。利益面に関しましては、営業利益119百万円(前期比46.6%増)となりました。

<不動産事業>

当事業は、オフィスビル4棟の賃料収入が安定収益源となっておりますが、賃貸しています岩瀬工場の排水設備の改修費用を計上した為、売上高311百万円（前期比1.0%増）、営業利益119百万円（前期比24.3%減）となっております。

事業別	売上高	受注高
スパンクリート事業	3,895百万円	3,437百万円
不動産事業	311	—

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は344百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

スパンクリート事業	宇都宮工場	製造設備の更新
不動産事業		ビル設備の改修及び更新

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高は以下のとおりです。

区分	第57期（当事業年度）
短期借入金	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	59,300
合計	559,300

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2016年3月期)	第 55 期 (2017年3月期)	第 56 期 (2018年3月期)	第 57 期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高(百万円)	2,249	2,506	3,394	4,207
当 期 純 損 益(百万円)	△1,531	92	206	279
1株当たり当期純損益 (円)	△198.72	11.95	26.72	36.16
総 資 産(百万円)	7,876	7,978	8,107	8,184
純 資 産(百万円)	6,136	6,266	6,500	6,690
1株当たり純資産額 (円)	796.02	812.99	842.02	858.12

(注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社は2018年11月に次のとおりの長期的な環境認識に立って、第57期（2019年3月期）から第61期（2023年3月期）までの中期（5年）計画「SPC plus ONE 2022【スパンクリート事業基盤の強化と新たな収益基盤の創出】」を策定し、2020年のオリンピック・パラリンピック後を見据えた利益体質確立のため経営目標を定めました。

《長期的な環境認識》

1. 2019年度上期を底に中期的には建設需要は堅調

前年に急増したオリンピック需要の反動で2019年度上期は新規着工住宅物件が少なく、また鉄道各社のホームドア設置事業の進捗はあるものの、北陸新幹線延伸による防音壁や高層マンション向け床材の出荷の大半は2020年度以降となる為、2019年度の出荷量は減少します。ただし5年の中期スパンでは国内の需要は堅調であると予想されます。

2. 製造コストアップの要因は継続

エネルギー・原料費コストの上昇、運転手不足等の輸送確保難という環境は今後も続くと予想され、これらコストアップに関して顧客の理解を得る事が課題となっています。

3. 工事のプレキャスト化が進む

人口減少・高齢化・働き方改革等により日本の建設業界は産業構造の転換期を迎えています。建設労働者の施工能力低下と労働者の絶対数の不足で、工事のプレキャスト化の推進が必要となっております。

4. i-Constructionの推進

働き方改革への対応とIT技術の活用による生産性の向上で、日本の建設業界は国土交通省が先頭となり「i-Construction」が推し進められています。

《経営目標（2023年3月期）》

項目	経営目標	2023年3月期
税引前利益（5年間合計）	11.3億円（税後利益9.5億円）	279百万円
自己資本比率	76%	76%
配当額（5年間合計）	3.2億円（配当性向34%）	10円/株
ROE（自己資本利益率）	4%	4%

上記の経営目標達成による当社の付加価値向上に向けて、次に掲げる「重点課題」に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

「重点課題」

①スパンクリート事業の基盤強化

主力であるスパンクリート事業において、現有工場の生産能力に対応した収益性のある商品の販売を実行するとともに、担い手不足に対応するため、身の丈にあった設備投資を実施のうえ、出荷予想に基づき生産・出荷体制の調整を行うことにより生産コストを削減します。同時に、顧客満足度経営を重視し、顧客ニーズへの即応体制を構築し、製品の品質安定・改善に努めるとともに、より付加価値の高い商品の開発を図ります。

②新たな収益基盤の創出

増加するコンクリートプレキャスト製品市場へ対応を実施し、コンクリート二次製品メーカーとして総合力を高めるとともに、他社との業務提携を推進します。

③人材育成・情報化への対応

従業員へのインセンティブ及び福利厚生の充実により魅力ある雇用を提供し、担い手の確保・育成を図るとともに、将来の建設業界の情報化に対応します。

④不動産事業の収益維持

収益基盤の安定化を図るため、不動産事業の着実な推進を図ります。

(4) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
スパンクリート事業	建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売
不動産事業	不動産の賃貸・管理

(5) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

本社	東京都文京区
営業所	宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、仙台営業所（宮城県仙台市）
工場	宇都宮工場（栃木県宇都宮市）

(6) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88 (19) 名	△4 (-) 名	48.2歳	16.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パート及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員(50名)を除いております。

(7) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	300,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000
株式会社三井住友銀行	59,300

(8) その他の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株
(2) 発行済株式の総数 9,332,400株
(3) 株主数 1,744名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,187千株	15.23%
日 本 ス パ ン ク リ ー ト 機 械 株 式 会 社	1,094	14.03
村 山 典 子	625	8.02
日 鉄 住 金 S G ワ イ ヤ 株 式 会 社	608	7.80
村 山 知 子	473	6.07
東 プ レ 株 式 会 社	210	2.70
株 式 会 社 紀 文 食 品	201	2.59
ワ ー ル ド 産 業 株 式 会 社	187	2.40
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ 株 式 会 社	129	1.66
市 原 敏 隆	110	1.41

(注) 1. 持株比率は自己株式（1,535,819株）を控除して計算しております。

2. 日鉄住金SGワイヤ株式会社は、2019年4月1日付で商号を日鉄SGワイヤ株式会社に変更いたしました。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浮田 聡	
取締役	多田 昌司	経営企画室長
取締役	田中 啓三	建設工事本部長
取締役	坪井 哲明	日本スパンクリート機械株式会社 代表取締役 富士平工業株式会社 代表取締役
取締役	大塚 直義	株式会社セントエイブル経営 代表取締役 株式会社ロイヤル・アッシャー・オブ・ ジャパン 代表取締役 B I P株式会社 取締役
取締役	井上 孝広	営業本部長
常勤監査役	森 康裕	
監査役	松岡 幸秀	松岡公認会計士事務所 代表 平和紙業株式会社 社外監査役 公益社団法人日本将棋連盟 監事
監査役	矢野 千秋	矢野総合法律事務所 弁護士 東京交通サービス株式会社 社外取締役 コーア商事ホールディングス株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ① 2018年6月21日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、取締役分藤潔氏は任期満了により退任いたしました。
- ② 2018年6月21日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、取締役黒岩征氏は任期満了により退任いたしました。
- ③ 2018年6月21日開催の第56回定時株主総会において、新たに大塚直義氏は取締役に選任され就任いたしました。
- ④ 2018年6月21日開催の第56回定時株主総会において、新たに井上孝広氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 取締役のうち坪井哲明氏及び大塚直義氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役森康裕氏、監査役松岡幸秀氏及び監査役矢野千秋氏は、社外監査役であります。
4. 監査役松岡幸秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、常勤監査役森康裕氏を東京証券取引所により確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行を行っていない取締役（坪井哲明氏、大塚直義氏）及び各監査役は、会社法第427条その他の法令及び当社定款の定めに従い、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	35,132千円 (6,999)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	19,899 (19,899)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	55,031 (26,898)

- (注) 1. 期中の取締役は8名ですが、このうち社外取締役2名（2018年6月21日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名）については、無報酬であるため「支給人員及び支給額」に含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、1988年7月30日開催の臨時株主総会において月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、1988年7月30日開催の臨時株主総会において月額200万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役及び富士平工業株式会社の代表取締役であります。日本スパンクリート機械株式会社は、当社の大株主（持株比率14.03%）であるとともに、商標ライセンス契約及び部品に関する取引関係があります。なお、富士平工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ・取締役大塚直義氏は、株式会社セントエイブル経営及び株式会社ロイヤル・アッシャー・オブ・ジャパンの代表取締役であり、また、B I P株式会社の取締役であります。株式会社セントエイブル経営、株式会社ロイヤル・アッシャー・オブ・ジャパン及びB I P株式会社は当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松岡幸秀氏は、松岡公認会計士事務所の代表、平和紙業株式会社の社外監査役及び公益社団法人日本将棋連盟の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役矢野千秋氏は、矢野総合法律事務所の弁護士、東京交通サービス株式会社の社外取締役及びコア商事ホールディングス株式会社の社外取締役であります。矢野総合法律事務所は当社と役務提供の取引関係があります。なお、東京交通サービス株式会社及びコア商事ホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 　　　　　 活 　　　　　 動 　　　　　 内 　　　　　 容
取締役 坪井 哲明	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 大塚 直義	2018年6月21日就任後開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 森 康裕	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席いたしました。C I A（公認内部監査人）等としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 松岡 幸秀	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 矢野 千秋	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制の内容の概要及びその運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化に対応して絶えず見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規定」を始め関連諸規定を定める。
- ② 内部監査室は、法令、定款及び社内規定の遵守体制の有効性について内部監査を行い、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- ③ 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「企業倫理規範」に則り、毅然とした対応をとる。

【上記体制の運用状況】

当社では、「企業理念」、「企業行動指針」、「企業倫理規範」、「コンプライアンス規定」、「内部通報規定」等社内規定を社内電子掲示板（ガルーン）に掲載し、社員が何時でも見られるようにしています。

内部監査室は内部監査を実施して、定款及び社内規定の遵守体制が有効かチェックしています。

社員から内部通報を受けた場合には、速やかに適切な処理をとり、違反行為の早期発見と是正処置を実施しました。また、弁護士と契約して、社外にも内部通報窓口を設置しています。当社では、反社会的勢力の排除を全役職員に徹底しており、個別の事業活動においても、新規案件の検討段階で反社会的勢力排除のためのチェックを実施しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連書類とともに、「文書管理規定」及び「内部情報管理規定」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書（株主総会議事録、取締役会議事録）については、取締役及び監査役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規定」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

【上記体制の運用状況】

当社では、意思決定過程が適切に検証できるよう、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な会議体の議事録を速やかに作成し、適切に保管しています。

また、情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規定」に基づきセキュリティの確保を図るとともに、取扱者を限定するなど、より厳密な管理を実施しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び各部門長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、リスクマネジメント活動の状況把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応する。

【上記体制の運用状況】

権限分掌制度及び稟議制度を適切に運用し、総務部が営業部門の意思決定を監視し、支援することにより、事業活動によるリスクの管理を徹底しています。

また、取引先への与信限度額等の事前設定、総務部のモニタリングにより、信用リスクの定量的リスクを管理しています。

さらに、全社レベルでのリスク管理体制を整備し、重要なリスクに対処するため、リスクマネジメント委員会を開催しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 組織規定、業務分掌規定等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
- ② 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③ 取締役会より委任を受けた、執行役員で構成する経営協議会を原則月2回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
- ④ 取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。

【上記体制の運用状況】

当社では、営業部門と総務部の連携により、稟議制度を円滑に運用しています。また、経営協議会で充実した検討を行うことにより、経営執行の適正かつ効率的な意思決定を実現しています。

取締役会開催に当たっては、総務部にて、会社法及び社内規定に基づく付議・報告案件の選別を行い、取締役会による取締役の職務執行の監督が適切かつ効率的に行われることを担保しています。

又、社長専決事項と経営協議会決議事項について毎月取締役会に報告しています。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、当社が定める「関係会社管理規定」に基づき事業戦略を共有化し一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の共通化を図る。
- ② 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。

【上記体制の運用状況】

当社では、監査役と内部監査室が協力して子会社の業務監査を行っています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の財務報告については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法律に基づき、評価、維持、改善を行う。
- ② 当社の各部及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、業務分掌による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

【上記体制の運用状況】

当社では、会計監査人と協力しながら、財務報告における主要な業務の「業務記述書」及び「リスクコントロールマトリックス」を業務の変更に合わせて毎年見直し、その運用テストを実施するとともに、日常的モニタリングも実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③ 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

【上記体制の運用状況】

監査役付として使用人1名を配置し、監査役の職務の補助に当たらせています。
また、当該従業員の評価については、監査役の意見を尊重して対処しています。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職場の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 前項の者は、業務執行等に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の全役職員に周知徹底する。
- ④ 監査役は、取締役会、経営協議会のほか、重要な会議に出席することができる。
- ⑤ 当社及び子会社の重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

【上記体制の運用状況】

当社の監査役は、「内部通報規定」において内部通報のルートの一つと定めているほか、取締役と執行役員との面談、経営協議会、生販会議、品質管理委員会、業務改善委員会等の重要な会議への出席及び主要な稟議書や報告書等の重要書類の回付等を通じ、日々経営執行の状況について報告を受けています。このように、当社は、社内で発生した問題事象が適切に監査役に報告される環境を整備しております。

- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は措置の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【上記体制の運用状況】

当社では、監査役職務執行のために必要な予算を確保するとともに、監査役職務の執行に係る費用を負担しています。

- (10) その他監査役監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室長は、定期的又は必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。

【上記体制の運用状況】

当社の監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室長と定期的又は必要に応じて随時意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めています。

- (11) 内部統制の変更・追加に関する体制

内部統制に変更、追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞なく手続きを行う。

【上記体制の運用状況】

当社では、内部統制に変更、追加等が発生した場合には、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、遅滞なく手続きを行っています。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部	
流動資産 現金及び預金 受取手形 売掛金 完成工事未収入金 有価証券 商品及び製品 仕掛品 原材料及び貯蔵品 その他 固定資産 有形固定資産 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 無形固定資産 ソフトウェア 電話加入権 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式 その他 資産合計	2,892,215 751,217 4,714 1,595,882 20,649 285,000 126,328 6,998 66,130 35,292 5,292,198 4,440,151 1,089,854 63,559 201,456 2,616 29,113 3,052,641 0 909 96,149 96,115 34 755,897 691,213 10,000 54,683 8,184,413	
	流動負債 買掛金 工事未払金 短期借入金 1年内返済予定の長期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 賞与引当金 その他 固定負債 リース債務 再評価に係る繰延税金負債 繰延税金負債 長期預り敷金 負債合計	1,023,060 54,784 69,424 500,000 59,300 1,556 100,082 126,765 48,170 38,740 24,236 470,963 129 204,782 79,193 186,857 1,494,023
	純 資 産 の 部	
	株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 買換資産圧縮積立金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 土地再評価差額金 純資産合計	6,431,143 3,295,906 3,010,369 1,061,313 1,949,055 477,966 477,966 50,390 427,575 △353,097 259,246 251,579 7,667 6,690,389
	負債純資産合計	8,184,413

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,207,074
売 上 原 価	3,282,792
売 上 総 利 益	924,281
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	684,878
営 業 利 益	239,403
営 業 外 収 益	27,385
受 取 利 息	60
有 価 証 券 利 息	10,322
受 取 配 当 金	8,488
仕 入 割 引	3,583
雑 収 入	4,929
営 業 外 費 用	5,836
支 払 利 息	3,496
休 止 固 定 資 産 諸 経 費	2,146
雑 損 失	193
経 常 利 益	260,952
税 引 前 当 期 純 利 益	260,952
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	36,333
法 人 税 等 調 整 額	△54,873
当 期 純 利 益	279,492

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2018年4月1日 残高	3,295,906	1,061,313	1,937,938	2,999,252	52,194	208,042	260,237	△370,594	6,184,801	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△61,763	△61,763		△61,763	
当期純利益						279,492	279,492		279,492	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分			11,116	11,116				17,496	28,613	
買換資産圧縮積立金の取崩					△1,804	1,804	—		—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	11,116	11,116	△1,804	219,533	217,729	17,496	246,342	
2019年3月31日 残高	3,295,906	1,061,313	1,949,055	3,010,369	50,390	427,575	477,966	△353,097	6,431,143	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日 残高	308,301	7,667	315,968	6,500,769
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△61,763
当期純利益				279,492
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				28,613
買換資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△56,722	—	△56,722	△56,722
事業年度中の変動額合計	△56,722	—	△56,722	189,619
2019年3月31日 残高	251,579	7,667	259,246	6,690,389

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法
 - ・未成工事支出金 個別法による原価法
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
- （貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---------|
| 建物 | 33年～43年 |
| 構築物 | 10年～32年 |
| 機械及び装置 | 9年 |
| 工具器具及び備品 | 4年 |

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる
工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,571,040千円

(2) 土地再評価法に基づく土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末

における時価と再評価後の 13,990千円

帳簿価額との差額

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 3,555千円

営業取引以外の取引高 166千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,332千株	－千株	－千株	9,332千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,611千株	0千株	76千株	1,535千株

(注) 自己株式の減少は、従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2018年6月21日開催、定時株主総会決議。

・配当金の総額	61,763千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	2018年3月31日
・効力発生日	2018年6月22日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2019年6月26日開催の定時株主総会において、次の決議を予定しております。

・配当金の総額	77,965千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	10円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月27日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	7,725
賞与引当金	11,862
投資有価証券評価損	10,939
土地評価損	5,522
減損損失	435,864
税務上の繰越欠損金	137,507
その他	27,586
繰延税金資産小計	637,008
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△128,521
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△454,410
繰延税金資産合計	54,077
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△111,031
買換資産圧縮積立金	△22,239
繰延税金負債合計	△133,270
繰延税金資産（負債）の純額	△79,193

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、稟議書「取引与信限度額設定許可申請書」等に従い、営業債権について、営業本部及び総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次決算の資料に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の末日現在における営業債権のうち97.5%が、特定の大口顧客である三菱商事建材㈱に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（注）2．参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	751,217	751,217	—
(2) 売掛金	1,595,882	1,595,882	—
(3) 有価証券	285,000	285,000	—
(4) 投資有価証券	682,939	682,939	—
資産計	3,315,039	3,315,039	—
(1) 短期借入金	500,000	500,000	—
負債計	500,000	500,000	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
(1) 非上場株式	8,274
(2) 関係株式会社	10,000

- (1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。
- (2) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	751,217	—	—	—
売掛金	1,595,882	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	—	—	—	—
合計	2,347,099	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	500,000	—	—	—
長期借入金	59,300	—	—	—
合計	559,300	—	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）や賃貸駐車場等を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は119,476千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
3,152,843	△4,426	3,148,417	3,629,088

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得等（46,465千円）であり、主な減少額は減価償却費（50,891千円）であります。
 3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいたみなし時価による金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業 上の 関係				
主要株主 (法人)	日本スパ ンク機 械(株)	10,000	生産設備 の購入・ 販売、 商標権 の管理等	被所有 直接 14.0%	あり	当社部品 の販売及 び購入並 びに商標 権使用料 の支払	部品の販 売	176	-	-
							部品の購 入	2,358	-	-
							商標権使 用料の支 払	25,127	未収入金	509

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 部品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 商標権使用料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 未収入金については、毎月の商標権使用料は概算支払を行っており、事業年度末の取引金額確定後に精算を行っているため差額が計上されております。
4. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業 上の 関係				
主要株主(会 社等)が議決 権の過半数を 所有している 会社等(当該 会社等の子会 社を含む)	三菱商事 建材(株)	500,000	建材商社	なし	なし	当社製品 の販売及 び原材料 の購入	製品の販 売	3,357,360	売掛金	1,357,010
							手数料の 支払	46,940		
							原材料の 購入	648,599	買掛金	32,774

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売及び手数料の支払については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
2. 原材料の購入については、三菱商事建材(株)以外からも見積りを入手し、每期価格交渉の上、市場の実勢価格をみて決定しております。
3. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 858円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円16銭 |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社スパンクリートコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田英嗣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會澤正志	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社 スパンクリートコーポレーション
監査役会

常勤監査役 森 康裕 ⑩

監査役 松岡幸秀 ⑩

監査役 矢野千秋 ⑩

(注) 常勤監査役 森 康裕、監査役 松岡幸秀及び監査役 矢野千秋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社パンクリートコーポレーション

代表取締役社長 浮 田 聡

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けており、利益配分につきましては、内部留保にも意を用いつつ安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。また、当社は2018年11月に発表しました中期（5年）計画において第57期（2019年3月期）から第61期（2023年3月期）までの5年間の株主の皆様への配当を合計3億2千万円実施することを経営目標に定めました。この目標を達成することを目指し、第57期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたします。
なお、この場合の配当総額は77,965,810円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
うきた さとし 浮田 聡 (1957年3月30日生) 所有する当社の株式数 4,005株	1981年4月 三菱商事㈱入社 1991年3月 米国MC Glass社出向 社長兼CEO 1993年6月 米国CT-South Inc. 社出向 代表取締役副社長 1995年3月 三菱商事㈱ 資材本部 交通資材部 2004年4月 同社資材本部窯業資材ユニットマネージャー 2008年8月 米国Mitsubishi Cement Corp. 社出向 取締役副会長 2013年6月 三菱商事建材㈱出向 取締役常務執行役員 シリカ・クレー本部長 2016年6月 当社代表取締役社長就任 (現任) (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 浮田聡氏は、2016年6月の当社社長就任後、セメント事業に関する長年の経験と高い見識を活かして、従業員と一丸となり業績の回復に努め、就任1年目で黒字化を達成し、その後も順調に業績を伸ばしております。今後もその強いリーダーシップと経営手腕に期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者いたしました。
ただ しょうじ 多田 昌司 (1957年6月21日生) 所有する当社の株式数 1,252株	1980年4月 新日本製鐵㈱ (現 日本製鐵㈱) 入社 1995年11月 同社君津製鐵所条鋼工場条鋼調整室長 1999年11月 鈴木金属工業㈱ (現 日鉄SGワイヤ㈱) 出向 2004年6月 同社企画部担当部長 2009年1月 同社海外事業部長 2009年6月 同社執行役員海外事業部長 2011年3月 同社執行役員 タイ・スペシャル・ワイヤ社出向 代表取締役社長 2013年6月 同社常務執行役員 タイ・スペシャル・ワイヤ社出向 代表取締役社長 2015年4月 同社常務執行役員 当社出向執行役員 管理本部経営企画部長 2016年6月 当社取締役就任 常務執行役員 経営企画室長 (現任) (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 多田昌司氏は、当社入社以来経営企画部門に携わり、取締役就任後も豊かな経験と高い見識を当社経営に活かし黒字化に貢献しました。その豊かな経験と経営手腕に期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
いのうえ たかひろ 井上孝広 (1961年11月18日生) 所有する当社の株式数 4,471株	1982年4月 当社入社 2003年4月 同社宇都宮工場 成型課長 2003年6月 同社宇都宮工場 管理課長 2005年4月 同社宇都宮工場 次長兼管理課長 2006年3月 同社工務部 次長 2009年6月 同社工務部 部長代理 2010年1月 同社営業部 部長代理 2010年7月 同社営業本部 部長代理 営業第2グループ長 2014年7月 同社執行役員 営業本部長 2015年10月 同社執行役員 営業本部長兼設計部長 2018年6月 同社取締役執行役員 営業本部長就任 2019年4月 同社取締役執行役員 営業本部長兼建設工事本部長 (現任) (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 井上孝広氏は、1982年の入社以来、製造、設計・施工、営業の各部門において業務に取り組み、その豊かな経験と見識をもって2018年6月より取締役執行役員営業本部長を務め、その強いリーダーシップでスパンクリート事業だけでなくプレキャスト事業の牽引役としても大いに手腕を発揮しました。現在は、取締役執行役員営業本部長兼建設工事本部長を務めており、今後も当社業務への益々の貢献が期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。
つばい てっあき 坪井哲明 (1974年10月23日生) 所有する当社の株式数 一株	2002年6月 富士平工業(株)入社 2003年12月 同社経営企画室長就任 2005年2月 同社代表取締役専務就任 2008年2月 同社代表取締役就任 (現任) 2013年6月 日本スパンクリート機械(株) 代表取締役就任 (現任) 2014年6月 当社社外取締役就任 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本スパンクリート機械(株) 代表取締役 富士平工業(株)代表取締役 【社外取締役候補者とした理由】 坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械(株)の代表取締役及び富士平工業(株)の代表取締役であります。日本スパンクリート機械(株)は当社第2位の大株主であり、同氏の経営者としての経験と、これまでに培われた知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたく、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p>おお つか なお よし 大 塚 直 義 (1957年2月12日生)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1981年4月 (株)東京芝浦電気(現(株)東芝) 入社 1990年6月 MB A取得(ニューヨーク大学、東芝社費留学) 1994年10月 同社総合企画部副参事 1997年3月 東芝ヨーロッパ社出向 企画調査室長 2002年10月 (株)シーイーシー入社 事業推進本部統括部長 2004年10月 エレコム(株)入社 英国、ドイツ、イタリア現地法人社長 2006年11月 (株)シーイーシー入社 経営管理本部 副本部長 2007年4月 同社執行役員経営管理本部長 2010年1月 (株)総合臨床ホールディングス転籍 経営企画担当部長兼教育研修部長 2014年6月 (株)セントエイブル経営 代表取締役(現任) 2018年6月 当社社外取締役就任(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)セントエイブル経営 代表取締役 (株)ロイヤル・アッシャー・オブ・ジャパン 代表取締役 B I P(株) 取締役</p>
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 大塚直義氏は、(株)セントエイブル経営及び(株)ロイヤル・アッシャー・オブ・ジャパンの代表取締役であり、またB I P(株)の取締役を兼務しております。(株)セントエイブル経営及びB I P(株)は経営コンサルティング会社であり、東京商工会議所やSMB Cコンサルティング(株)、りそな総合研究所(株)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)などで研修講座の講師も務められ、著書も出版されております。同氏の経営者及び経営コンサルタントとしての経験・知識等を当社の経営にこれからも活かしていただきたく、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>

ふ 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
※ 仮 屋 毅 (1957年7月2日生) 所有する当社の株式数 200株	1980年4月 三井不動産(株)入社 2005年4月 同社アコモデーション事業本部業務推進室長 2007年4月 第一園芸(株)取締役 2010年4月 リソルホールディングス(株)執行役員 2010年6月 同社取締役 2017年6月 リソル(株)監査役 2018年8月 リソルホールディングス(株)お客様相談室長 2019年3月 同社退職 【社外取締役候補者とした理由】 仮屋 毅氏は、第一園芸(株)、リソルホールディングス(株)(東証1部)、リソル(株)の各社で役員を務められ長年企業経営の第一線で活躍されております。同氏の経営者としての経験と、これまでに培われてきた知識を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、スパンクリート役員持株会及びスパンクリート社員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 坪井哲明氏は日本スパンクリート機械社の代表取締役であります。同社は、当社の大株主(持株比率14.03%)であるとともに商標ライセンス契約及び部品に関する取引関係があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 坪井哲明氏、大塚直義氏及び仮屋 毅氏は、社外取締役候補者であります。
5. 坪井哲明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 大塚直義氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、坪井哲明氏及び大塚直義氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、坪井哲明氏及び大塚直義氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、仮屋 毅氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 大塚直義氏及び仮屋 毅氏はともに東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
<p>※ 一瀬 茂雄 (1959年7月17日生)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1986年2月 (株)サニックス入社 営業統括本部 1989年4月 日榮建設工業(株) (現(株)アゼル (2009年3月倒産)) 入社 不動産事業本部 2000年12月 (株)大京入社 経営企画部ネット戦略室 2007年5月 同社グループ監査部 シニアマネージャー 2018年6月 同社グループ監査部長 2019年4月 同社グループ監査部 シニアマネージャー (現任) 2019年6月 同社退職予定 (現在に至る)</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 一瀬茂雄氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、(株)大京(東証1部)の監査部門に従事されグループ監査部長を務められているうえに、公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、システム監査技術者の各資格を保有されております。同氏の監査に関する豊かな知識・経験を当社の監査に活かしていただきたく社外監査役候補者といたしました。</p>
<p>※ 鈴木 誠 (1966年4月21日生)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1991年10月 会計士補登録 1991年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1995年8月 公認会計士登録 2003年11月 税理士登録 2004年3月 鈴木誠公認会計士・税理士事務所開設 所長(現任) 2004年6月 バリューコマース(株) 社外監査役 2005年4月 (株)マックスアカウンティング 代表取締役(現任) 2007年9月 日本公認会計士協会 租税政策検討部会専門委員(現任) 2015年6月 (株)ユニバーサルエンターテイメント 社外監査役(現任) 2017年3月 バリューコマース(株) 社外取締役 監査等委員(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)マックスアカウンティング 代表取締役 (株)ユニバーサルエンターテイメント 社外監査役 バリューコマース(株) 社外取締役 監査等委員</p>
	<p>【社外監査役候補者とした理由】 鈴木 誠氏は、公認会計士および日本公認会計士協会の専門委員として財務・会計に関する適切な知見を有しており、また、社外取締役、監査役等の経験も豊富なため、専門知識や監査経験を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行することができるかと判断したため、社外監査役候補者といたしました。</p>

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
※ 中野剛 (1975年7月18日生) 所有する当社の株式数 一株	2001年10月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 虎の門法律事務所入所 2008年2月 最高裁判所司法研修所 刑事弁護所付 2013年4月 学習院大学 法学部特別客員教授 2015年4月 放送倫理・番組向上機構 放送倫理検証委員会委員 (現任) 2017年1月 日本ビルファンドマネジメント(株) コンプライアンス委員会外部委員 (現任) 2017年4月 学習院大学法科大学院 特別招聘教授 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 放送倫理・番組向上機構 放送倫理検証委員会委員 日本ビルファンドマネジメント(株) コンプライアンス委員会外部委員 学習院大学法科大学院 特別招聘教授 【社外監査役候補者とした理由】 中野 剛氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、虎の門法律事務所ですべてを務められる一方で、学習院大学法学部の特別客員教授として会社法、金融商品取引法、コンプライアンスに関する講義、ゼミを担当、同大学大学院特別招聘教授も務められております。また、コンプライアンスに関わる各委員会の委員を務められ (現任)、その豊かな専門知識と経験から当社の社外監査役に適任と判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 一瀬茂雄氏、鈴木 誠氏及び中野 剛氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、一瀬茂雄氏、鈴木 誠氏及び中野 剛氏が選任され就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 一瀬茂雄氏、鈴木 誠氏及び中野 剛氏は、全員東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2015年6月22日開催の第53回定時株主総会においてご承認いただきました補欠監査役（3名）の選任の効力は、本株主総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)
やのちあき 矢野千秋 (1947年9月24日生) 所有する当社の株式数 一株	1981年11月 司法試験合格 1984年4月 弁護士登録 1995年4月 矢野総合法律事務所設立 同事務所代表（現任） 2015年6月 当社社外監査役就任 2019年6月 当社社外監査役退任（予定） （重要な兼職の状況） 矢野総合法律事務所 弁護士 東京交通サービス（株）社外取締役 コーア商事ホールディングス（株）社外取締役 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 矢野千秋氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験及び当社の社外監査役職務を遂行していただいていたことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しており、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 矢野千秋氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 矢野千秋氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、本株主総会終結の時をもって当社の社外監査役を任期満了により退任する予定であります。
 4. 当社は、矢野千秋氏が補欠として監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

<株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

第5号議案及び第6号議案は、村山典子氏（以下「提案株主」といいます）からのご提案によるものです。なお、提案株主の議決権の数は6,254個（8.02%）であります。

以下、議案の要領及び提案理由は、提案株主から提出された株主提案権行使書に記載された議案の要領及び提案理由を、誤字・脱字や事実認識を含め原文のまま記載しております。

第5号議案 取締役3名選任の件

(1) 提案の内容及び議案の要領

【提案の内容及び議案の要領】

以下の取締役候補者3名を取締役として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1	村山 典子 (昭和40年12月1日生)	平成7年 5月 当社入社 平成16年10月 当社業務部長兼企画室長 平成19年 6月 当社取締役就任 業務部長兼企画室長 平成20年 6月 当社常務取締役就任 平成22年 7月 当社営業副本部長及び内部監査室管掌 平成23年 6月 当社常務取締役 営業副本部長兼企画室長品質保証室管掌 平成24年 6月 当社企画管掌 企画室長 平成25年 6月 当社代表取締役専務就任 営業副本部長 総務・企画・技術・品質保証室管掌 平成26年 6月 当社取締役 就任 平成28年 6月 当社顧問 就任
2	柳田 洋明 (昭和26年6月2日生)	昭和49年 4月 旭化成工業(株)入社 建材SMD開発部 昭和52年 4月 同社境工場製造課 兼 新工場建設プロ 昭和60年 4月 同社 松戸工場 製造課長 昭和64年 4月 同社 徳積工場 当社製造課長 兼 新工場建設プロ 平成7年 4月 同社 境工場 当社製造課長 兼 リニューアルプロ 平成12年 4月 同社松戸工場長 平成16年 4月 同社境工場長 兼 松戸工場長 平成18年 4月 旭化成建材(株)執行役員 (生産技術担当) 平成24年 4月 旭化成建材(株)退社 旭化成建材(株)ALC海外担当 平成28年 4月 旭化成建材(株)退社 コンサルタント会社設立
3	加戸 貞之 (昭和16年4月7日生)	昭和40年12月 旭化成工業(株)入社 昭和51年 8月 東日本旭化成建材(株)配属 平成3年 9月 旭化成建材(株)建築技術部配属 平成11年12月 当社入社 技術開発部長 平成22年 7月 当社営業本部技術グループ長 平成23年 6月 当社常勤監査役就任 平成25年 6月 当社常勤監査役退任

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(2) 提案の理由・根拠

【提案の理由】

宇都宮工場の多岐に亘る問題を解決し、当社の主力事業であるスパンクリート事業による適正利益の確保に向けた取締役人事体制を整えること

【提案の根拠】

当社の主力事業であるスパンクリート事業は、平成28年に16億円もの減損損失を計上し、多くの費用を不動産事業に振り替えているにもかかわらず、事業利益は極めて限定的であります。

平成28年3月末に22億円あった現金及び現金同等物残高は、平成30年3月末では15億円余りとすでに7億円も減少しており、この主たる原因は、これまで何度も指摘してきた製造原価の高止まりにあると推定されます。

現在稼働できる唯一の当社工場であり当社の単独製品であるスパンクリート製品を製造する宇都宮工場は現在、品質、生産量、不良率、技能継承、資産管理、下請業者管理など、多岐に亘る問題を抱え、あるべき工場の姿からは大きく逸脱しており、製造工場としての機能は低下し、原価削減への意識が遠のいていると判断されます。

然るに、現取締役会は、製造部門、技術部門の経験の無い取締役で構成されているだけでなく、現場である工場に足を運ぶことも少なく、工場の製造原価削減、改善、適正化といった実務には対処できないと考えざるを得ません。

当社は、一刻も早くこの閉鎖的な経営環境を改善し、各経験者による生産現場の改善による利益確保に取り組む必要があります。よって、以下の3名を取締役候補者として推薦いたします。

- ① 製造担当の取締役として、製造/工場部門の経験が豊富であり、旭化成建材の執行役員として建材5工場を統括した経験を持つ柳田洋明氏
- ② 技術担当の取締役として、建設業界におけるALC工事体制の基盤を築き、その後当社技術系全般を担当し、専門知識が豊富である加戸貞之氏
- ③ 創業家代表の取締役として、当社が製造業としての意識を取り戻し、株主目線の経営への帰還をするために、経営管理責任者の資格を有する私、村山典子

3名の取締役候補者は、会社提案の取締役議案には不在である製造、技術、コンプライアンス経営に取り組むことの可能な人材であります。そして、上記課題への取り組みには、3名が同時に執行側の取締役として就任する必要があると考えております。

株主の皆さまにおかれましては、当社の現状をご理解下さり、企業利益確保のための株主提案にご賛同下さいますようお願い申し上げます。

《第5号議案に対する当社取締役会の意見》

当社取締役会は、上記第5号議案の株主提案に反対いたします。

1. 会社提案に係る経営体制は、企業価値、ひいては株主利益の向上を可能とするものであり、最良であること

- (1) 当社は、本株主総会において、第2号議案記載の6名を取締役候補者とする取締役選任議案を上程しております。これにより、当社の取締役会の体制は、これまでの社内取締役4名、社外取締役2名（このうち独立社外取締役1名）から、社内取締役3名、社外取締役3名（このうち独立社外取締役2名）となります。このような変更は、独立社外取締役による監視・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの肝である経営の透明性を確保することにより、健全な企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の向上を可能とするものであり、現時点における最良の経営体制であると考えております。
- (2) 当社は、取締役候補者の選定にあたり、各取締役の役割に応じて要求される能力、専門性、当社の経営に対する理解、人柄等を総合的に検討した上で、取締役会において決定しております。このようにして決定された当社提案の取締役選任議案（第2号議案）においては、当社の顧客や従業員、さらには少数株主の皆様を含む全てのステークホルダーの利益を考慮し、長期的かつ継続的な企業価値の最大化を図ることのできる取締役候補者が揃っており、このような候補者によって構成される取締役会が、当社にとって十分かつ最も適切な体制であると考えております。
- (3) 当社は、2016年6月に浮田社長、多田取締役を中心とする現経営体制に移行後、2017年3月期（第55期）に2期連続の赤字を脱して黒字転換を果たしました。そして、それ以降、当社の経営は堅調に推移しており、2019年3月期（第57期）までの3年間の当社純利益の累計577百万円となっております。さらに、当社は、2018年11月、中期（5年）計画「SPC plus One 2022【スパンク

リート事業基盤の強化と新たな収益基盤の創出】」を公表し、2023年3月期（第61期）に向けた明確な経営目標を定めました。当社としては、現在の経営体制の下、従業員と一体となって当該目標の達成に向けて取り組むことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を果たすことができるものと確信しております。

2. 提案株主が取締役となった場合、当社の企業価値が毀損されるおそれが高いこと

- (1) 提案株主は、2016年6月の定時株主総会の日まで9年にわたり当社の取締役を務めましたが、その間、提案株主は、当社の企業価値向上に向けた現実的な施策を何ら提案せず、また、実行に移すこともありませんでした。現に、スパンクリート事業の大規模な減損処理を行った2016年3月期（第54期）を除く、同人在任中の8年間の当社純利益の累計は19百万円のマイナスとなっております。むしろ、提案株主が当社の取締役に在任中は、飯牟礼前社長の施策が「反スパンクリート製品政策」であるとの考えから反発し続け、当社の経営に混乱をきたす事態を招きました。また、今回の株主提案においても、依然として、「閉鎖的な経営環境を改善」、「生産現場の改善による利益確保」といった抽象的な内容に終始しており、企業価値向上に向けた具体的なプランは何ら示されておられません。
- (2) 提案株主は、「創業家代表」として自らを取締役候補者に挙げていますが、このような特定の利益代表が、当社の少数株主の皆様を十分に考慮した職務執行ができるのかについては甚だ疑問です。具体的には、提案株主は「スパンクリート事業による適正利益の確保」が重要であるとしていますが、当社は、提案株主とその親族（以下「創業家」といいます）が株主となっている当社第2位の大株主である日本スパンクリート機械社に対し、「スパンクリート」商標の使用料等を、スパンクリート製品の製造量に応じて支払っており、また、当社が使用する米国スパンクリート社設計の製造機械も、日本スパンクリート機械社経由で取引をしていることから、「スパンクリート事業」による利益は、まさに、「創業家」の利益に直結するものです。当社としては、現在の製造機械を用いたスパンクリート事業が当社の中核事業の一つであることを否定するものではありませんが、当該製造機械にのみ拘泥することは、当社の中長期的な発展を阻害するおそれがあると考えております。このような考え方に基づき、当社は、現行の製造機械でのコスト低減策に加え、品質や製造コストを考慮して新たな製造方式の機械の導入や、需要が増加しているプレキャストコンクリート市場への参入を検討する等、柔軟な経営戦略と経営資源配分を行う必要があると考えております。

- (3) さらに、提案株主は、今回の株主提案に至るまでに、自らを取締役候補者として会社提案の候補者として追加するよう当社に対して要請しておりました。提案株主は、2017年7月に飯牟礼前社長に対し、また、2018年6月には別の元取締役に対し、任務懈怠があったなどと主張して株主代表訴訟を提起しておりますが、上記要請を行うに際し、今度は浮田現社長に対する株主代表訴訟の提起を仄めかし、また、提案株主の意向に沿った取締役候補者を会社提案の取締役候補者とするを条件として、現在係争中の上記2件の代表訴訟を取り下げる旨の意向を示すなど、提案株主が、株主代表訴訟を、当社ひいては株主の皆様の利益のためではなく、自らの要求を通し、自らの利益を得るための手段として利用していることが明らかになっています。
- (4) このような状況において、万一、株主提案が承認され、提案株主が当社の取締役となった場合には、当社の経営が混乱に陥り、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損することは明白であると考えます。

3. 株主提案に係るその他の取締役候補者2名は、当社取締役として相応しくないこと

- (1) 上記1. のとおり、当社としては、当社提案の取締役選任議案（第2号議案）において提案した取締役候補者によって構成される取締役会が、当社にとって十分かつ最も適切な経営体制であると考えております。
- (2) また、株主提案が【提案の根拠】として指摘する内容は、いずれも事実誤認ないし不合理な内容であると考えます。

まず、「現取締役会は、製造部門、技術部門の経験のない取締役で構成されている」と指摘している点についてですが、浮田社長及び多田取締役は、いずれも製造会社の社長等の役員経験を有しており、また、営業本部長兼建設工事本部長である井上取締役は、宇都宮工場の製造現場において直接製造に携わった経験を有しており、そもそも上記の指摘は誤りです。さらに、当社が経営の効率化の観点から導入している執行役員として、生産・技術本部長及び宇都宮工場長であり、かつ、一級建築士の資格を有する菊池透氏が活躍しているなど、当社の現経営体制には製造部門や技術部門に長けた人材が十分に揃っていると考えております。

また、提案株主は、宇都宮工場の製造工場としての機能が低下し、原価削減の意識が遠のいており、現経営陣ではこれに対処できない旨を指摘していますが、これも事実誤認です。当社では、原材料及び燃料費のコストが上昇するなか、操業コストの低減化等により、製造コストの削減を実行しております。なお、現預金等の減少は、売掛金債権の増加、有利子負債の減少等の要因に伴うものであり、製造原価とは無関係であることに加え、現在の当社の現預金等の水準は、当社の資金繰り等に鑑みて、合理的なものであると考えております。

(3) 他方、株主提案において取締役候補者とされている柳田洋明氏は、すでに、数年前に現役を退いていることに加え、当社での勤務経験がなく、当社においてどのような貢献ができるのかは未知数であり、当社取締役としての適格性には疑問があります。また、加戸貞之氏は、昨年も提案株主による株主提案における取締役候補者とされておりましたが、株主の皆様の支持を得られておらず、また、同氏が当社の営業本部技術グループ長を退いてから既に約8年が経過しており、その間に当社を巡る経営環境や技術的課題は大きく変化しています。それにもかかわらず、これらの株主提案に係る取締役候補者が、「製造、技術、コンプライアンス経営に取り組むことの可能な人材」であるとは到底考えられません。

以上の点に加え、上記(2)のとおり、現経営体制には製造部門や技術部門に長けた人材が十分に揃っていることから、当社としては、柳田洋明氏及び加戸貞之氏が当社取締役として相応しいとは考えておりません。

以上より、当社取締役会としては、現経営体制を基本的に維持し、当該体制の下で柔軟な経営判断を行っていくのが当社の企業価値の向上のために最良であると考えており、このような方針と相反する株主提案である第5号議案には反対いたします。

第6号議案 監査役1名選任の件

(1) 提案の内容及び議案の要領

【提案の内容及び議案の要領】

以下の監査役候補者1名を監査役として選任する。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1	野澤 弘史 (昭和14年2月18日生)	昭和37年 6月 日本興業銀行(現みずほ銀行) 入行 福岡支店次長、本店参事役を経て 昭和63年 6月 当社入社 常務取締役就任 総務経理担当役員 平成09年 6月 当社監査役就任 兼(株)ツーカーセラー東海常勤監査役就任 平成13年 9月 日本監査役協会中部支部監査実務第5部幹事委嘱 平成15年 6月 当社顧問・内部監査室長就任 平成15年 7月 ツーカーセラー東海常勤監査役退任 日本監査役協会中部支部監査実務第5部幹事退任 平成18年 6月 アライアンスパートナーズ(株)監査役就任～現任 平成20年 6月 当社顧問退任 平成23年 6月 当社補欠監査役として選任、現在に至る

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(1) 提案の理由・根拠

【提案の理由】

当社のガバナンス不全を解消し、公正・中立の立場で取締役会を監視監督する体制を整えること

【提案の根拠】

本総会で任期満了となる3名の監査役は、社長の思惑を斟酌することを優先し、公正中立な立場で取締役会を監視監督するという職責を果たさず、当社がガバナンス不全に陥って数年が経過しています。監査役会が機能せず、取締役会を軽視した独裁的な経営執行を支持した結果、当社の経営が混乱したと言っても過言ではありません。

独立性を満たしているとはいえ、会社提案の候補者のみで監査役会が構成される限り、公平性や中立性が担保されることなく、今後も当社のガバナンス不全が継続する可能性が高く、断じて許容できるものではありません。

また、宇都宮工場の製造原価削減による適正利益の確保への取り組みをはじめとする諸問題が一向に改善される見通しが無いと考えられる中、会社提案の候補者には、製造業の経験者の登用はな

く、製造業に精通しない監査役のみの監査役会の構成では、今後も専門的な観点からの適切な指摘が期待できないと考えられます。

監査役候補者として提案する野澤弘史氏は、日本興業銀行(現みずほ銀行)出身で昭和63年当社常務取締役役に就任し、平成9年より15年まで当社非常勤監査役を務めています。野澤氏は、当社業務に精通していることは勿論、日本監査役協会中部支部において幹事を務めた経験が有り、当社が第53回定時株主総会において補欠監査役として選任していることから、野澤氏の監査役としての資質に疑義がないことは明らかです。

よって、当社が、ガバナンス不全を解消し、企業価値向上を第一と考える健全な企業として再生するために、野澤氏を監査役として推薦いたします。

《第6号議案に対する当社取締役会の意見》

当社取締役会は、上記第6号議案の株主提案に反対いたします。

1. 会社提案の陣容で十分な監査が期待できること

- (1) 本株主総会終結の時をもって、現監査役3名は任期満了により退任いたしますが、当社はこれに代わる3名を監査役候補者とする監査役選任議案を第3号議案として上程する予定です。これらの監査役候補者は、現監査役と同様、事業分野（建設業界、不動産業界）、会計分野、法律分野から1名ずつ選ばれており、当社の業務執行に対し、専門的見地から監査機能を果たす上で、バランスのとれた適切かつ十分な構成であると考えております。なお、現監査役が「社長の思惑を斟酌することを優先し、…当社の経営が混乱した」との株主提案において指摘されている事実はなく、現監査役は、十二分にその職責を果たしておりました。第3号議案の監査役候補者3名についても、現監査役と同様、経営陣から独立した立場で、当社のガバナンス機能のさらなる向上に向けて、活躍されるものと確信しております。
- (2) 提案株主は、第3号議案の監査役候補者3名について、製造業の経験者が含まれず、製造業に精通していないと指摘していますが、当該監査役候補者3名は、これまで、それぞれの専門的立場から製造業に関与してきており、「製造業に精通していない」との指摘は誤りです。加えて、監査役が製造業を経験しているか否かは、監査役が、専門的な見地から、独立した立場で当社の経営を監査することにより、コーポレート・ガバナンスの肝である経営の透明性を確保することと

は無関係であるため、監査役候補者が製造業を経験していないことは、監査役としての適格性を否定する根拠にならないと考えております。

2. 株主提案に係る監査役候補者は、当社監査役として相応しくないこと

これに対し、株主提案において監査役候補者とされている野澤弘史氏は、昨年も提案株主による株主提案における監査役候補者とされておりましたが、株主の皆様の支持を得られていません。また、同氏が当社の顧問を退任してから既に10年以上が経過しており、その間に当社を巡る経営環境や技術的課題も大きく変化しているため、現時点で、同氏が当社の監査役として相応しいとは考えておりません。なお、確かに、同氏は、いずれかの監査役が欠けた場合の補欠監査役（ただし、監査役に就任する順位は第三位）に選任されていますが、あくまで2015年6月22日開催の第53回定時株主総会においてのことであり、本株主総会に上程する予定である第4号議案の補欠監査役候補者に、同氏は含まれておりません。それにもかかわらず、第3号議案の監査役候補者に加えて、同氏を当社の監査役とする意義や、適当である理由は見出せません。

以上より、当社取締役会としては、第6号議案の株主提案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス3階「平安」
電話 03 (3813) 6211



最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分

東京メトロ 千代田線新御茶ノ水駅より徒歩5分

J R 中央線・総武線御茶ノ水駅より徒歩5分

